

高松市監査委員告示第 1 1 号

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項および第 4 項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見、措置内容等を、同条第 9 項、第 1 0 項および第 1 2 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 1 7 年 3 月 3 1 日

| | |
|---------|------|
| 高松市監査委員 | 北原和夫 |
| 同 | 吉田正己 |
| 同 | 宮本和人 |
| 同 | 大塚寛 |

平成 1 6 年度定期監査結果報告等について

第 1 水道局定期監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

平成 1 6 年度に執行した事務について、次のとおり監査を実施した。

| 対 | | 象 | 期 間 |
|-----|----------------------------|---|--|
| 局 | 課 等 | 事 務 | |
| 水道局 | 経 営 企 画 課 | 平成 1 6 年 4 月 1 日 から平成 1 6 年 1 2 月 2 4 日までに執行 した財務に関する事 務および経営に係る 事業の管理 | 平成 1 6 年 1 2 月 2 5 日から平成 1 7 年 2 月 1 5 日 まで |
| | 財 務 管 理 課 | | |
| | お 客 さ ま セ ン タ ー | | |
| | 水 道 整 備 課 (給 水 維 持 室) | | |
| | 浄 水 課 | | |

(2) 監査の方法

平成16年度に執行した財務に関する事務および経営に係る事業の管理が、予算、議決、法令等に基づき、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。特に、地方自治法第2条第14項（最少の経費で最大の効果）および第15項（組織および運営の合理化）の規定の趣旨にのっとり行われているかどうかを意を用いた。

監査に当たっては、対象局課等から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 監査の結果

監査の結果、事務および事業の管理については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努めるべきであることのほか、監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(4) 今回の監査で指摘した事項

ア 検収調書の確認に係る決裁事務手続を見直し、例規類の整備を行うべきもの

委託契約の検収調書の確認に係る決裁の取扱いについては、高松市水道局事務決裁規程別表第1文書、庶務その他の表第12項の支出負担行為何の決裁者（管理者または課長）の決裁を受けなければならないが、高松市水道局庁舎空気調和設備保守点検業務委託等の検収調書に係る決裁処理は、一律に課長専決とする取扱いを定めた管理者通知により運用されているため、同規程に定める決裁権者と異なる事務処理になっているものが見受けられたので、今後は、検収調書の確認に係る決裁の取扱いの画一化や明確化を図るため、事務

処理の適正性・妥当性の確保の観点から決裁事務手続を見直し，事務決裁規程の一部改正を行うなど，例規類の整備を行われたい。

（経営企画課・財務管理課）

イ 決裁文書の事務処理を適正にすべきもの

決裁処理を必要とする文書の取扱いについては，高松市水道局事務決裁規程の関係諸規定に基づき，適正に事務処理しなければならないが，現場施設の遠方監視制御に係るN T T回線使用料の支出負担行為伺書では，正当な決裁権者までの決裁を受けずに，また，逆支弁，検針票および浅野・川添排水処理施設加圧脱水機用ダイヤフラムの物件供給契約の完納届では，その受理に係る決裁を受けずに事務処理されているので，今後，これらの決裁文書を事務処理しようとする場合は，同規程に定められた事務処理手続に従い，適正に事務処理されたい。

（お客さまセンター・浄水課）

ウ 契約事務に係る必要事項を決裁文書に明記すべきもの

契約事務処理に当たっては，高松市水道事業会計規程第96条の規定により準用する高松市契約規則に定める契約事務に係る必要事項を，予定支出負担行為伺書その他の決裁文書に記載し，その透明性や適正性を確保しなければならないが，水道局庁舎消防設備関係保守点検業務委託契約および工事設計積算システム装置保守点検業務委託契約では，同規則第26条の連帯保証人の取扱いに係る事項の記載がなく，また，同装置保守点検業務委託契約では，一者随意契約とする根拠規定が示されているものの，その業者選定理由の記載がないので，今後，これらの契約をしようとする場合には，決裁文書に，連帯保証人の取扱いなど，契約事務に係る必要事項を明記されたい。

（財務管理課・水道整備課）

エ 前金払をする理由を決裁文書に明記すべきもの

地方公営企業法施行令第21条の7に規定する前金払は，契約の相手方の債務が履行される前に支払うもので，支出の特例の一つをなすものであり，前金払をしようとする場合には，前金で支払をしなければ契約し難い相当な理由を決裁に明記して，特例的な支出方法による

ことの適正性・妥当性の明確化を図るべきであるにもかかわらず、賃借料を前金払することとしている図面管理システム用ハードウェア賃貸借契約および複写機賃貸借契約（施設整備係）の契約締結並びに支出負担行為伺書（決裁文書）には、前金払をする根拠規定が示されているものの、その理由が記載されていないので、今後、前金払による契約をしようとする場合には、決裁文書にその理由を明記されたい。

（水道整備課・浄水課）

オ 業務委託契約に係る仕様書を作成すべきもの

高松市水道事業会計規程第96条の規定により準用する高松市契約規則第18条第2項の規定では、随意契約による場合においては、契約書案その他見積りに必要な事項を示すこととされており、委託等をしようとする業務範囲を具体的に特定した仕様書を作成し、見積りの積算基礎となる業務内容を明確にする必要があるにもかかわらず、水道料金等の口座振替収納に関する業務委託契約および水道料金調定システムに関する技術支援委託契約の予定支出負担行為伺書（決裁文書）には、仕様書が添付されていないので、今後、これらの契約を締結しようとする場合には、同規定の趣旨を踏まえ、仕様書を作成し、決裁文書に添付されたい。

（お客さまセンター）

カ 賃貸借契約の遅延利息を適正な利率で約定すべきもの

高松市水道事業会計規程第96条の規定により準用する高松市契約規則第35条に規定する契約の履行遅延に対する遅延利息の率は、平成15年4月1日から年8.25パーセントから年3.6パーセントに変更されているにもかかわらず、平成16年度図面管理システム用ハードウェアの賃貸借に関する契約書の履行遅延に係る延滞金の条項の遅延利息は、変更前の利率で約定されているので、今後、契約をしようとする場合には、同規定に基づき、適正な利率で約定されたい。

（水道整備課）

2 監査の結果に付する監査委員の意見

(1) 公印の適正な使用取扱いについて

管理者印その他の公印の使用については、高松市水道局公印規程により、適正な取扱いがなされるよう規定されているにもかかわらず、契約書に管理者印が押印されていないものや、契約書に管理者印が押印されているものの、決裁済の原議書（決裁文書）の公印欄に公印押印者の確認印が押印されていないものが見受けられたので、今後は、同規程を遵守し、公印の適正な使用取扱いがなされるよう、関係職員に周知徹底を行うなど、事務処理体制の適正化に努められたい。

（経営企画課）

(2) 行政財産の目的外使用許可に係る事務について

地方公営企業法第33条第3項では、地方公営企業の用に供する行政財産を使用させる場合に徴収する使用料に関する事項は、管理者が定めると規定されているものの、行政財産である貯水池用地および取水路用地における生活排水管の埋設に係る目的外使用許可伺決裁では、使用料の算定に当たって準用した規定を記載しているのみで、その取扱い事由が明示されておらず、公正性に疑義を生じかねない事務処理となっているので、今後は、使用料の算定に係る取扱い基準を明確にした上で事務処理を行い、行政財産の使用許可に係る事務の透明性および公平性の確保に努められたい。

（財務管理課）

(3) 業務委託契約の契約方法について

水道局庁舎消防設備関係保守点検業務および水道局庁舎昇降機保守点検業務の委託契約は、設備の施工または機器の設置をした業者であることを理由として、その業者と一者随意契約をしているが、これらの業務は、同業種の業者であれば、特に専門的技術を要するものではなく、特定の業者としか契約し難いものではないと考えられるほか、総務省通知においても、経営改革の推進の観点から、市場競争原理を取り入れ、外

部委託先の見直しを行うなど、経営の効率化・活性化が求められていることから、今後は、毎年度継続して一者随意契約をしているものであっても、業務履行能力と実績を有する業者を幅広く選定し、契約の競争性の確保を図り、より適正な価格で契約ができるよう、競争見積合せの導入を検討するなど、契約方法の在り方の整理や見直しを行われたい。

(財務管理課)

(4) 工事助成金の申請に係る提出書類の審査について

高松市配水管布設工事助成要綱第9条では、交付申請者は、配水管布設工事のしゅん工後速やかに、しゅん工届に道路掘削復旧負担金の領収書、工事請負契約書の写しなどを添付し、管理者に提出することを定めているが、工事請負契約書の写しに代えて注文書の写しを受理しているものなどが見受けられたので、今後は、同要綱に定める提出書類に係るチェックリストを作成し、確認を行うなど、審査体制の確立を図り、助成金交付申請に係る事務処理の適正な執行に努められたい。

(水道整備課)

第2 今回の監査を踏まえた水道局に対する総括的意見

適正な事務処理体制の確立について

今回の水道局の定期監査で、管理者通知と水道局事務決裁規程の規定との整合性がとれていないものや、契約事務に係る必要事項が決裁文書に明記されていないもののほか、行政財産の目的外使用許可に伴う使用料の算定に係る取扱基準が不明確なものなど、決裁、契約および財産の管理に係る事務処理において適正性に欠ける事例が見受けられた。

水道局においては、平成14年度に実施した前回の水道局の定期監査でも、これらの事務に関する事務処理について、改善を要するとして指摘を受けていることを踏まえ、こうした事例が発生した原因を見極め、事務の公正性・透明性の観点から、当該事務処理に係る関係諸規定の整備を図るとともに、事務処理手続を見直し、創意工夫を凝らして事務改善に取り組み、適正な事務処理体制の確立に努められたい。

第3 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 全国中学校体育大会参加生徒派遣補助の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

平成15年度全国中学校体育大会参加生徒派遣補助事業について、補助金等交付申請書に添付されている収支予算書は、交付申請額だけを、また、補助事業等実績報告書に添付されている収支計算書は、補助金の額だけを内容とする収支関係を示したものであり、事業総経費の具体的な収支関係が把握できないので、今後は、補助金交付申請者に対し、事業総経費の収支関係の内訳が明確に分かるものとするよう、指導するとともに、これに基づき、交付決定の審査や精算確認を行うなど、適正な事務処理を行われたい。

また、当該補助金は、高松市補助金等交付規則第9条第2項の規定による概算交付をしているにもかかわらず、事業完了後に補助金を交付する場合に用いる補助金等交付指令書で、その事務処理がなされているので、同項に定める様式による適正な事務処理に改められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年3月3日）

全国中学校体育大会参加生徒派遣補助事業における収支予算書および収支決算書については、補助金の額だけを内容とする収支関係を示したものであったため事業総経費の収支関係が把握できなかったが、平成16年度から補助率が2分の1から全額に改定され、補助金の額と事業総経費が同額となったことから事業総経費の収支関係が明確になった。

また、補助金等交付指令書については、平成16年度から高松市補助金等交付規則第9条第2項に定める様式に改めた。

（教育部学校教育課）

2 業務委託契約締結何決裁の事務処理を適正にすべきもの

(1) 改善を要する事項

契約事務の執行に当たっては、執行何決裁等に高松市契約規則に定める契約の基本的事項である契約方法、契約保証金、連帯保証人などの取扱いやその根拠を明記し、透明性や適正性の確保を図る必要があるにも

かかわらず，生活保護事務に関する法律相談業務委託契約締結伺決裁では，契約保証金を免除する根拠規定を誤って記載しているものや連帯保証人の取扱いを記載していないものが見受けられたので，今後，契約事務を執行するに当たっては，決裁に正当な根拠規定を記載するなど，高松市契約規則に定める関係諸規定に基づき，適正に事務処理されたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年3月18日）

生活保護事務に関する法律相談業務委託契約締結伺決裁で，契約保証金を免除する根拠規定を誤って記載しているものや連帯保証人の取扱いを記載していないものについては，決裁に高松市契約規則に定める関係諸規定に基づき，根拠規定を修正および記載し，適正に事務処理した。

（健康福祉部保護課）

第4 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 児童の安全対策の強化について

(1) 意見を付した事項

児童の登下校における不審者対策として，各小学校と関係団体（PTA，地元の青少年健全育成会等）が連携して，連絡網の整備や通学路上での指導・監視（パトロール）体制の強化により児童の安全管理体制を充実させ，また，校内での不審者対策として，防犯訓練の実施や訪問者の対応マニュアルに基づく対応を行うなど，各小学校の管理体制に見合った実効性のある取組への努力がなされている。

しかしながら，市内で，下校中の児童への殴打事件があるなど，登下校時等の児童の安全面での環境は，ますます厳しい状況になっている。

このような中，校内の安全確保と危機管理を図るため，小学校等への監視システムの全市的な整備が検討されているが，ハード・ソフト両面にわたり，児童の安全対策について，より一層の整備・充実に努められたい。

(2) 措置された内容（措置通知日 平成17年3月3日）

児童の安全対策の強化については，平成16年度から年2回，学校安全管理研修会を実施し，校内体制の整備や教職員の危機管理意識の向

上や，具体的な安全確保の取組の推進に努めた。また，平成16年12月21日付けで各幼稚園，小・中学校に対して家庭や地域，関係機関との連携による子どもの安全確保の取組が一層充実するよう資料提供した。

（教育部学校教育課）